

## 奈良県告示第五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年五月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 徴収を委託した歳入

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館が発行する図録の売払代金

二 受託者の名称及び所在地

名称 一般財団法人橿原考古文化財団

所在地 橿原市畝傍町五〇番地の二 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館内

三 委託事務の取扱期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで